

# 12月補正（第8・9号）の規模

※以下、四捨五入の関係上、各表間の計数、増減率が合わない場合がある。

一般会計補正額は、子育て世帯臨時特別給付金の措置により、約65億円の増額補正

(百万円・%)

区分		補正前	補正額 (8号)	補正額 (9号)	補正後	当初予算比
一般会計 (A)		168,446	3,268	3,244	174,958	108.6
特別会計 (B)		113,406			113,406	102.8
企業 会計 (C)	病院事業	11,019			11,019	103.7
	下水道事業	20,377			20,377	100.1
全会計 (A+B+C)		313,248	3,268	3,244	319,760	105.8

# 12月補正（第8・9号）の内容

## 新型コロナウイルス関連補正予算（こども・子育て支援）

### 子育て世帯臨時特別給付金 【こども家庭課】

補正額	財源
6,511,695千円	国 6,511,695千円

国の経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、児童手当を受給する世帯等に対し、対象児童一人当たり10万円を支給します。

対象児童	①令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童
	②高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
	③令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）